

川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について

川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約（平成24年6月22日議決、平成25年1月18日市長の専決処分にて契約金額変更、平成25年8月9日市長の専決処分にて契約金額及び完成期限変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

4の契約金額「6,207,841,500円」を「6,543,004,380円」に変更する。

参考資料

- 1 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の締結について（平成24年6月4日提出・平成24年6月22日議決）

1	工 事 名	川崎高等学校及び附属中学校等新築工事
2	工 事 場 所	川崎市川崎区中島3丁目3番1号
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	5,848,500,000円
5	完 成 期 限	平成26年2月28日
6	契約の相手方	横浜市中区太田町四丁目51番地 鹿島・鉄建・北島・谷津共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義 構成員 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 橋口 誠之 構成員 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 茂雄 構成員 谷津建設株式会社 代表取締役 谷津 弘

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成25年1月18日専決処分・平成25年2月14日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 5,848,500,000円

変更後契約金額 6,087,783,450円

- 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成25年8月9日専決処分・平成25年9月2日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 6,087,783,450円

変更後契約金額 6,207,841,500円

変更前完成期限 平成26年2月28日

変更後完成期限 平成26年7月31日

4 変更理由

川崎市工事請負契約約款第26条第1項から第3項及び第8項の規定により、増額の変更を行うものである。

教育委員会資料

平成26年5月27日

議案第15号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について

教育委員会教育環境整備推進室

川崎高等学校及び附属中学校等新築工事

目次

- 1 建築概要
- 2 案内図
- 3 配置図
- 4 立面図（1）
- 5 立面図（2）
- 6 断面図（1）
- 7 断面図（2）
- 8 完成予想図

建築概要

施設名称：川崎高等学校及び附属中学校等

工事場所：川崎市川崎区中島3丁目3番1号

地域地区：市街化区域

近隣商業地域（西側道路より25mまで）・第2種住居地区（上記以外）

防火地域（西側道路より11mまで）・準防火地域（上記以外）

第3種高度地域（西側道路より25mをこえる範囲）

最高高さ20m、北側制限10m+1.25x

敷地面積：27,400.77 m²

建築物の用途：高等学校・中学校・療育センター

建築面積：11,404.41m²

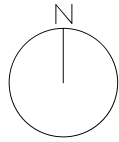
延べ面積：35,586.00m²

構造・規模：〈校舎棟〉鉄筋コンクリート造

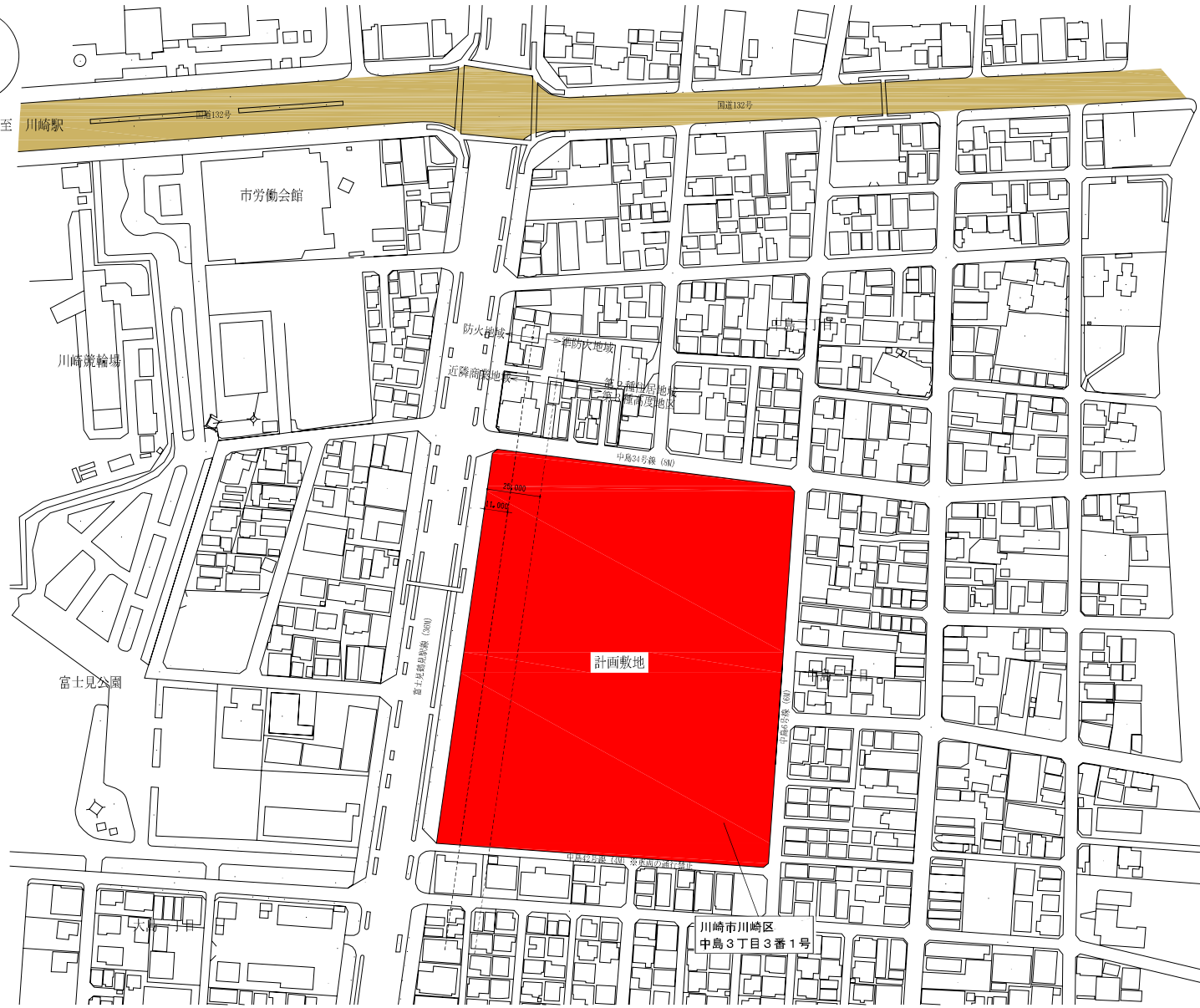
（一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造）7階建

〈部活動倉庫棟〉鉄筋コンクリート造 3階建

建築物の高さ：30.94m

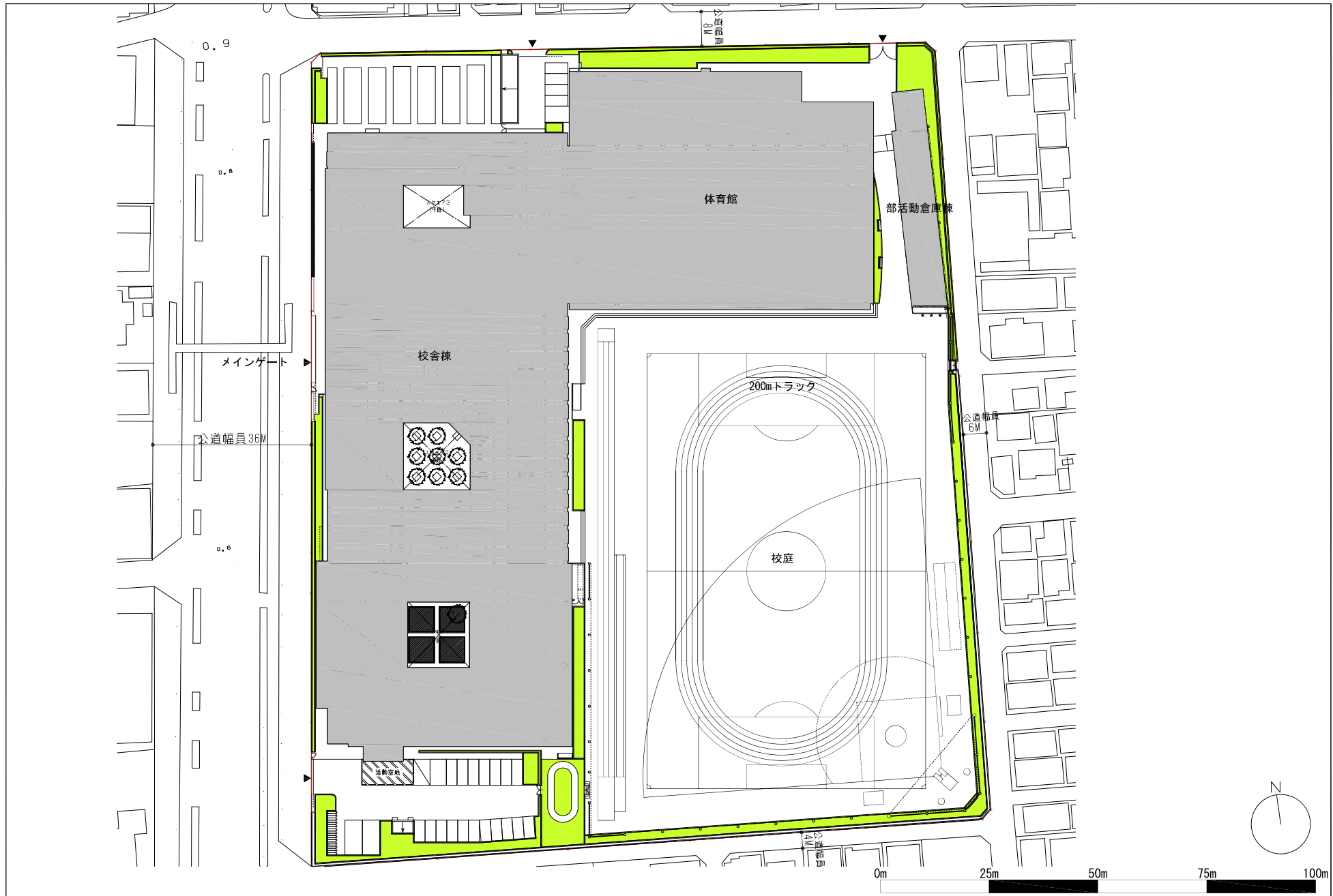


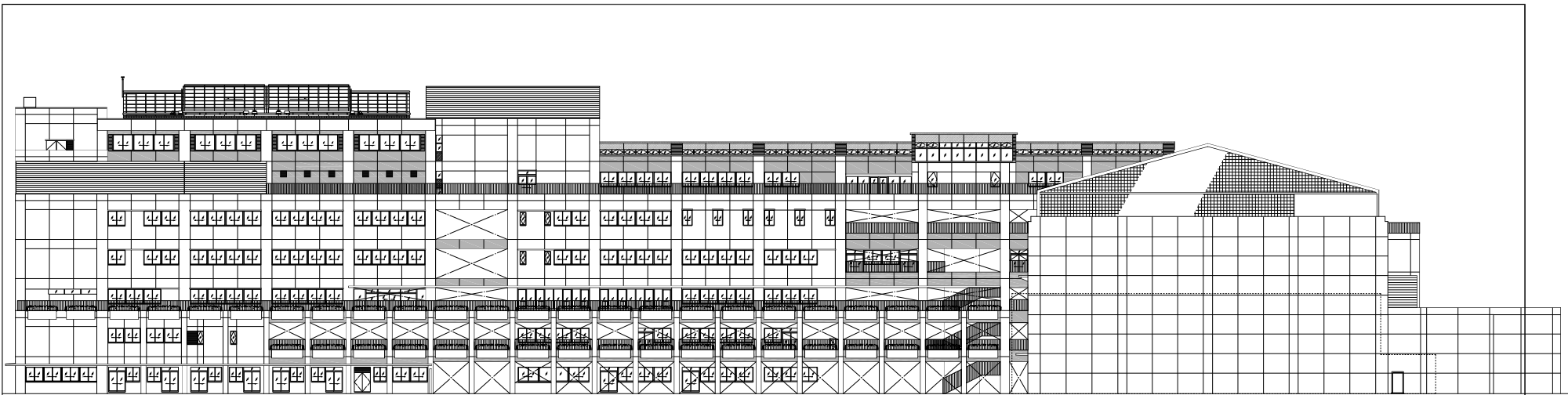
至 川崎駅



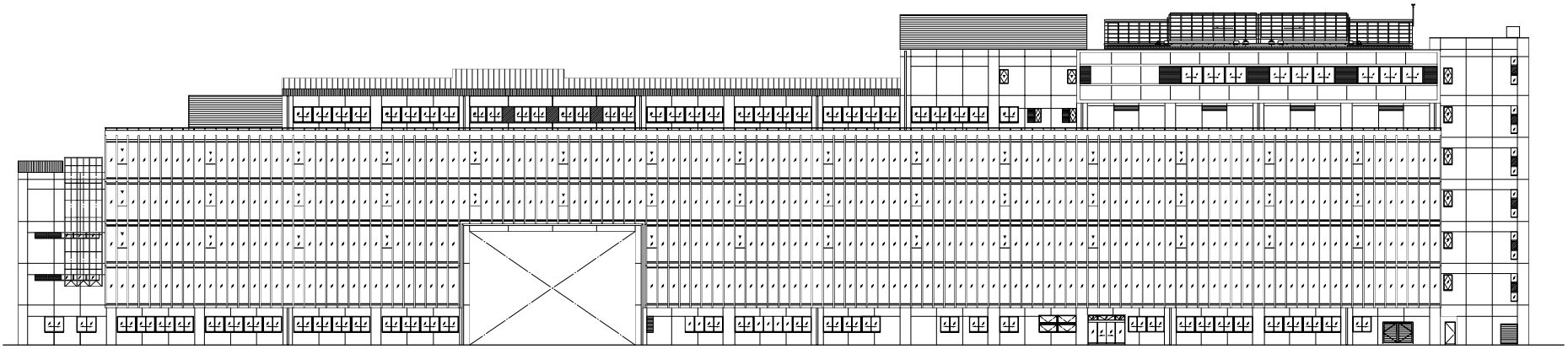
0m 50m 100m 150m 200m

川崎市川崎区
中島3丁目3番1号





東側立面图



西側立面图



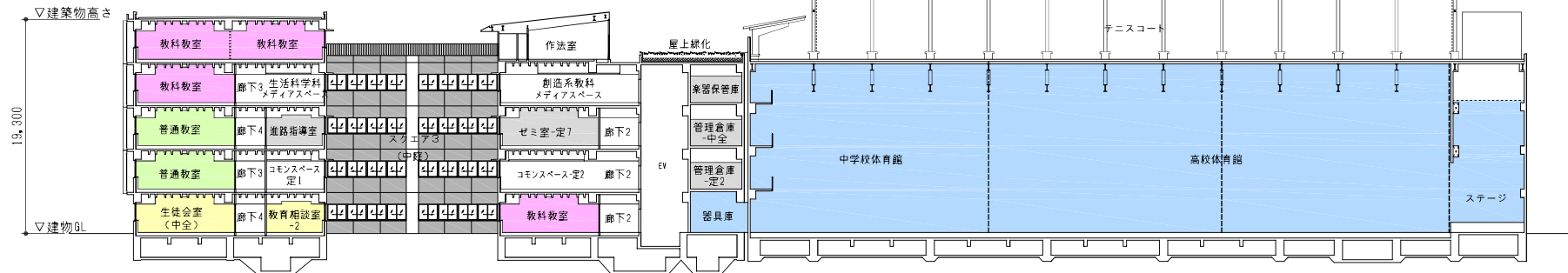


南侧立面图

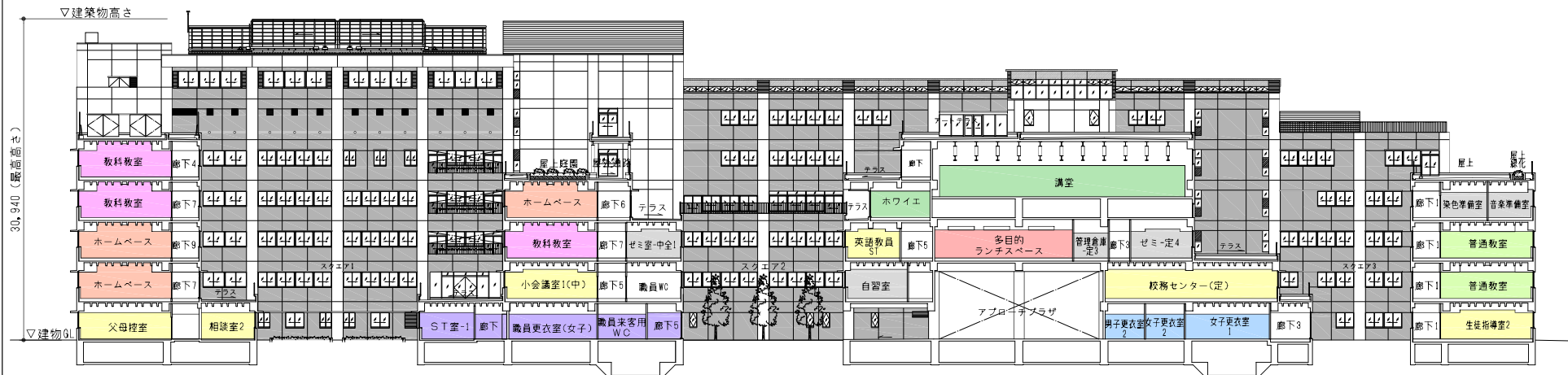


北侧立面图

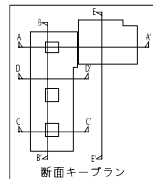
0m 25m 50m 75m 100m



A-A' 断面図

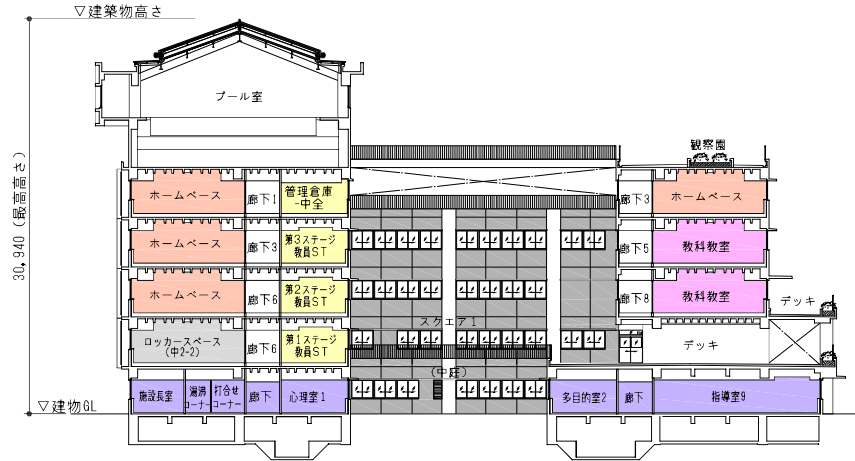


B-B' 断面図

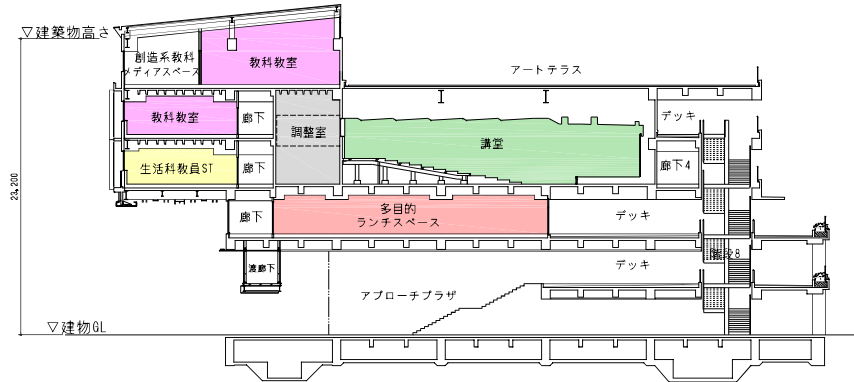


凡例	
普通教室	講堂
教科教室	プール
ホームベース	その他
メディアセンター	体育館
多目的ランチスペース	南部地域療育センター
管理諸室	

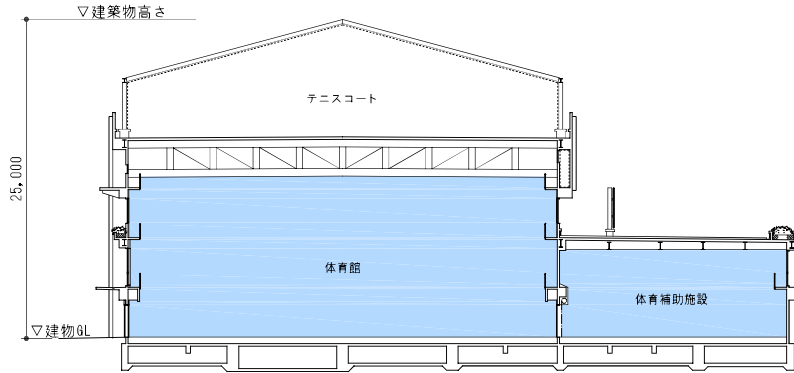




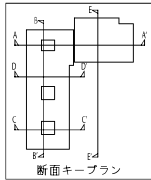
C-C' 断面図



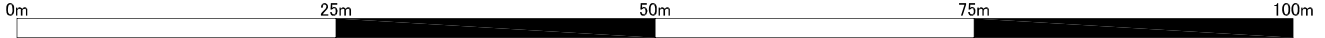
D-D' 断面図



E-E' 断面図



凡例	
普通教室	講堂
教科教室	プール
ホームベース	その他
メディアセンター	体育館
多目的ランチスペース	南部地域療育センター
管理諸室	





川崎市工事請負契約約款（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。
- 6 予想することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。